

名古屋市教育委員会定例会

令和 5 年 3 月 24 日

午前10時00分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について（第25号議案）
- 日程 2 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について（第26号議案）
- 日程 3 名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則案について（第27号議案）
- 日程 4 名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について（第28号議案）
- 日程 5 名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について（第29号議案）
- 日程 6 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について（第30号議案）
- 日程 7 名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について（第31号議案）
- 日程 8 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について（第32号議案）
- 日程 9 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について（第33号議案）
- 日程10 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について（第34号議案）
- 日程11 名古屋市博物館処務規則等の一部を改正する規則案について（第35号議案）
- 日程12 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について（第36号議案）
- 日程13 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について（第37号議案）
- 日程14 名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について（第38号議案）
- 日程15 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について（第39号議案）
- 日程16 名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則案について（第40号議案）
- 日程17 名古屋市立小学校の通学区域の変更について（第41号議案）
- 日程18 令和 5 年度名古屋市立幼稚園満 3 歳児園児募集要項について（第42号議案）
- 日程19 第 4 次名古屋市子ども読書活動推進計画の策定について（第43号議案）
- 日程20 名古屋市科学館 B 6 型蒸気機関車及び旧型客車等の展示に係る基本計画の策定について（第44号議案）
- 日程21 退職手当支給制限処分に関する審査請求について（第45号議案）
- 日程22 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について（第46号議案）
- 日程23 名古屋市いじめ対策検討会議委員委嘱について（第47号議案）

出席者

坪 田 知 広 教育長

西 淵 茂 男 委 員

船 津 静 代 委 員

鎌 田 敏 行 委 員

中 谷 素 之 委 員

粟 生 万 琴 委 員

教育次長始め、事務局員26名 ※傍聴者 0 名

(坪田教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、議事運営についてお諮りいたします。日程第21、第45号議案「退職手当支給制限処分に関する審査請求について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条第1項第4号「審査請求及び訴訟に関すること」に該当するため、日程第22、第46号議案「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について」及び日程第23、第47号議案「名古屋市いじめ対策検討会議委員委嘱について」につきましては、規則同項第2号「附属機関等の委員の任命又は委嘱に関すること」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても、日程第21から第23までについては非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

ではこれより、日程第1、第25号議案「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小川総務課長)

日程第1、第25号議案「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」ご説明いたします。

市長の権限に属する事務の補助執行の範囲を変更することにつきまして、教育委員会と市長との間で協議を行う必要がございますので、その内容についてお諮りするものでござ

います。

教育委員会がした処分のうち、地方自治法の規定により市長に対して審査請求を行うべきこととされているものについて、従来ですと市長部局の職員がその事務を行うものがありますが、この協議によりまして、教育委員会の職員が事務を行うこととするものでございます。

実施日は、令和5年4月1日からでございます。

次の資料といたしまして、3月6日付で市長から教育長に対しまして、協議依頼があったものを添付しておりますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(坪田教育長)

特にご意見もないようですので、日程第1、第25号議案「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

次に、日程第2から第16まで、すなわち、第26号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」から、第40号議案「名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則案について」まで、以上15件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小川総務課長)

日程第2から日程第16までをご説明いたします。

これは、令和5年度の組織につきまして、改正を要する事務局規則及び公所の処務規則に関する規則改正でございます。

日程第2、第26号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」でございます。教育委員会に置く事務局の組織の名称と所掌事務、主幹などスタッフ職の名称と分担事項等を定める規則でございます。新たな組織変更、スタッフ職の配置等に伴いまして、改正をさせていただきたく存じます。今回その所要の規定の整備をするものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

次に日程第3、第27号議案「名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正す

る規則案について」でございます。不登校対応の強化を図るため、名古屋市子ども適応相談センターに事務係を設置するとともに、当センターを所管する事務局の組織を、指導部から新しい学校づくり推進部に移管するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第4、第28号議案「名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について」でございます。学校事務センターに設置されております主査のうち1名を、主査全体の意見を調整し、学校事務改善のあり方を総合的に企画調整する職として設置するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第5、第29号議案「名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について」でございます。令和5年度から名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせることに伴いまして、図書館資料の亡失等の弁償に係る手続について、他の指定管理館と同様の取扱いとする等、規定の整備を行うものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第6、第30号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」でございます。教員免許状更新講習に関する事務の廃止や、学校情報化支援部の廃止に伴い、所要の規定改正を行うものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第7から日程第10までは、学校に関する規則改正でございます。

日程第7、第31号議案「名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について」でございます。名古屋市立の特別支援学校の名称を「養護学校」から「特別支援学校」に変更することに伴いまして、学校長等の印に係る規定を整理するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第8、第32号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」でございます。緑高等学校等の学級数の変動に伴いまして、生徒定員を変更するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第9、第33号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」でございます。名古屋市立の特別支援学校の名称を「養護学校」から「特別支援学校」に変更することに伴い、規定を整理するとともに、学級数の変動に伴い、生徒定員を変更するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第10、第34号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」でございます。改正内容は3点ございます。1点目は、第三幼稚園において、新たに満3歳児保育を実施するものでございます。2点目は、名古屋市立第一幼稚園及び第三幼稚園において、預かり保育実施時間を延長するものでございます。3点目は、園児定員及び学級数を変更するものでございます。いずれも施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第11から日程第13までは、博物館法の改正に伴う規則改正でございます。

日程第11、第35号議案「名古屋市博物館処務規則等の一部を改正する規則案について」でございます。名古屋市博物館条例等の一部改正により、名古屋市博物館等の事業が追加されたことに伴い、分掌事務等を変更等するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第12、第36号議案「博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。博物館法の改正に伴い、博物館の登録に必要な申請書の様式を変更する等、規定を整備するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第13、第37号議案「名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。名古屋市博物館条例の一部改正により、追加された事業を、名古屋市蓬左文庫及び名古屋市秀吉清正記念館の事業に追加等するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第14、第38号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」でございます。表彰に関する議案については、これまでも非公開でご審議いただいておりますが、公開しないことができる事件として、規則の条文に明記するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第15、第39号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について」でございます。地方公務員法の一部改正に伴いまして、規定の整理を行いますほか、本市職員の勤務時間に係る制度変更に対応する等のため、一部の規程について所要の改正を行います。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

日程第16、第40号議案「名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則案について」でございます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴いまして、観覧料等の減免に関する規定の整理を行うものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(西淵委員)

新しい学校づくり推進部の方に、子ども適応相談センターを指導室から移すというのがあるんですけれども、理由はこちらに明記されているんですけれども、新たに第3サテライト開設準備等とあるんですけれども、不登校対応について、学校教育の指導部から、外すことの意味は。強化すると書いてあるけど、どういう強化がされるのかなということが分らないです。

(平松新しい学校づくり推進室長)

今回、子ども適応相談センターを、新しい学校づくり推進部の方に所管を変えるということをご提案させていただいた趣旨でございます。

私ども、今年度の組織の立ち上げに伴って、不登校対策を所管する組織ということで、今年度1年間担当させていただきました。今年度の組織としては、学校との連携もしていく必要がありましたので、指導部が子ども適応相談センターを所管ということでやっておりますけれども、1年間通じて業務をしておりますと、かなり新しい学校づくり推進室

と、子ども適応相談センターとの協議の場というのも、頻繁にございまして、また第3サテライトの整備についても、実質的には我々の方で行っております。そういう意味で、不登校対策を行っている部署のところで、子ども適応相談センターと一緒に部の中で、業務を行っていくことが、連携を図っていく上で重要なかなと思って、今回提案させていただいたという趣旨でございます。

(西淵委員)

ありがとうございました。不登校対応は非常に重要なところなので、新しい学校づくり推進室がきちんと所管していただくということは良いことだと思うんですけども、やっぱり指導部ときちんと連携していないと、居場所づくりだけになっちゃうんです、子どもたちの。そういう方向性というのは、ある面よくない点もあるから、ぜひですね、移管されても、指導室との連携、不登校対応を直接しているのは、学校の先生じゃないですか。だから、そことの連携をしっかりとっていかないといけないと思うので、その辺だけしっかり取っていただくように、要望しておきたいと思います。

(平松新しい学校づくり推進室長)

ご指摘ありがとうございます。実質的には指導室、それから私ども新しい学校づくり推進室と、子ども適応相談センター、また教育センターも含めて、定期的に会合を開いて、情報交換の場等も設けております。そういったことも引き続きやりながら、今委員ご指摘いただいたような、学校現場の方とも、情報交換と連携していきながら、取り組んでいきたいと思っております。

(坪田教育長)

子ども応援室も含めて、不登校は色々と跨っているので、縦割りではなくて、連携してやっていくということですね。いじめによる不登校というのもありますから、しっかりと対応してまいります。

(鎌田委員)

議事日程8なんですけれども、情報処理関係の枠が減ったということがありましてですね、情報ビジネスをそのままにして、他をもっと減らすという方が、これからの時代に良いのではないかというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

委員ご指摘のとおり、今データサイエンス等かなり脚光を浴びているところですので、情報に関わる、関連する学科についても、焦点を当てていくという必要性は感じておりますが、今後推移を見ながら考えていきたいなというふうに思います。

(坪田教育長)

鎌田委員、よろしいですか。

(鎌田委員)

いや、賛成はしませんけれども、反対ですが。この点について私は反対。これから総合ビジネスとか、そういうのを減らして、こういうところに、もっともっと、今そういう人を増やさないと、というふうに今後していただけると有難いなというふうに思っております。以上です。

(坪田教育長)

ご意見を踏まえて、今後よろしく願いいたします。

(中谷委員)

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案についてですが、生徒定員変動をかなり細かく設定されているんですが、これは毎年こういう形で、1の単位まで調整するものなのでしょうか。毎年変えるような性質のものではないようにも思うんですが、いかがでしょうか。

(中谷特別支援教育担当主幹)

この定員の数ですけども、まず特別支援学校は、1学級8人ということで、例えば3クラスですと24人、そういう形での数のものなので、細かい数字になっているのは、そういう理由です。

実は、特別支援学校の高等部は、基本受験された方全員、全入ということでして、詳しく申しますと、特別支援学校の高等部受験の前に、例えば、高等特別支援学校とか、そういったところで受けられた方々で、落ちた方々が、さらにこちらを受験するという形でありまして、全員入れるということで、全員入れた時の数も学級数に掛ける8をしているので、こういった形で毎年変えさせていただいております。

(中谷委員)

そうすると、その結果が全部わかった状態で定員を変えているということなんですか。いわゆる定員の考え方からすると、ちょっと特殊というか、その定員を埋めないと、例えば罰則があるとか、何か不都合があるというような、合理的な理由とか。定員というのは、ある幅を持って設定するのが通常かと思うんですが、そのあたりを教えてください。

(中谷特別支援教育担当主幹)

委員ご指摘のように、定員という形をとらせていただいておりますが、全員をこちらで受入れる子どもたちが確定したあとに、定員を定めているといったことでございます。

(中谷委員)

それは、そういう慣習であるということですか。

(中谷特別支援教育担当主幹)

はい、県もそういう取り扱いをしています。

(中谷委員)

通常の定員の考え方とは、少し違うわけですね。

(中谷特別支援教育担当主幹)

委員ご指摘のとおりでございます。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、日程第2から第16まで、すなわち第26号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」から、第40号議案「名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則案について」まで、以上15件につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。ご意見、ご提案については、今後活かさせていただきます。

引き続き日程第17に移りますので、職員の入替えをお願いします。

(坪田教育長)

次に、日程第17、第41号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(酒井教育環境計画室長)

第41号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」ご説明いたします。

本件は、北区の宮前小学校及び六郷北小学校の通学区域を変更するものでございます。

まずは、参考図をご覧ください。現在、宮前小学校の通学区域となっております黄色に着色した部分を、六郷北小学校の通学区域に変更しようとするものでございます。

この部分は、現在宮前小学校の通学区域となっておりますが、地域の住民の方より、六郷北小学校へと変更したいという要望がございます。

具体的な経緯をご説明いたしますので、広域図をご覧ください。「六郷北学区」という文字の左あたり、三角形に見える黄色の部分が、対象地域でございます。

この部分は、現在地域活動も宮前小学校区として行われておりますが、ごみ収集の集積場所まで国道19号線を渡らなければならないなど、住民はかねてより不便を感じていたよ

うです。

現在こちらは、大曽根北土地地区画整理事業の対象となっており、事業が完了する際には、上飯田東町1丁目から山田四丁目へと町名変更がなされる予定です。町名変更後、山田四丁目となる地域は、この部分以外はすべて、地域活動の学区も通学区域も六郷北小学校区となっております。

そのため、町名変更を契機として、地域活動を宮前小学校区から六郷北小学校区に変更したい、また、あわせて通学区域も同様に変更したい、との要望の声が上がったものでございます。

現状、この部分には、宮前小学校に通っている子どもはおりませんが、令和5年度4月に入学する予定の子どもが1人居住しています。そのため、施行日につきましては、町名変更が予定される令和7年度を待たず、令和5年4月1日からとしたいと存じます。

また、もしこの地域に現在小学校に通っている児童がいれば、卒業まで変更前の学校に通えるようにするなどの経過措置を検討するところでございますが、現在この地域には、宮前小学校に通っている児童はおりませんので、経過措置は設ける必要はございません。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(船津委員)

ご説明ありがとうございました。子どもの通学地域のことは、とても大事で、昨今事故も多いですし、この大きい道路を渡らなくて済むということに、地域の方からも要望があったということで、大事なことかなと思いますし、町名変更が令和7年でも、1人いるから令和5年からという、非常に柔軟に対応いただいているところが、子どもの親だったらすごく有難いなと思いましたので、他にもかなり地域が出てくると思いますので、ぜひこのままお進めいただきたいと思いましたので、感想だけ。ありがとうございます。

(坪田教育長)

大事なご指摘だったと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、日程第17、第41号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

次に、日程第18、第42号議案「令和5年度名古屋市立幼稚園満3歳児園児募集要項について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

第42号議案「令和5年度名古屋市立幼稚園満3歳児園児募集要項」につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、満3歳児保育について、ご説明いたします。議案の4枚目の参考資料をご覧ください。満3歳児保育とは、いわゆる年少の学年より1歳下の3歳の誕生日を迎えたお子さんの保育のことです。幼稚園教育要領の趣旨に沿って、満3歳児保育を試行的に実施することで、教育課程等の実践研究を行いたいと考えています。今回の募集の対象は、令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた子どもとなります。

令和5年度においては、募集人員は10名といたしまして、実施園は第三幼稚園といたします。園全体の園児定員は変えられないことから、第三幼稚園につきましては、4歳の園児定員を60名から50名に減らすことで調整いたします。

次に、日程について説明いたします。入園願は、第三幼稚園で4月10日より配布されます。応募期間は、4月18日から28日までのうち土曜日、日曜日を除く9日間となります。入園面接を第三幼稚園において、5月9日に実施いたします。なお、募集人員を超える応募があった場合は、5月15日に公開抽選を行いまして、入園予定者を決定いたします。入園時期は、4月から5月生まれの方は6月1日以降、6月以降生まれの方は誕生日以降の入園となります。

説明は以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(西淵委員)

満3歳児保育で第三幼稚園というのは、第三幼稚園に限らずですね、拡充していく必要があるかなと思っています。

ここなんかは、発話指導とかで、未就園児の親子に対して、非常に手厚くやっていて、嘱託の方が入ってやってみえるところですね。非常に実績が上がってて親御さんたちも喜んでいて、幼児語をそのままにしておくといけないという場合があるので、それを上手に矯正してあげてるといって、実績があると思うんだけど。その辺を一生懸命やっているので、もう少しその辺を手厚くしてもらいたいかなと思うんだよね。

この満3歳児保育に繋げていくというか、同時に進行して指導していくということが必要で、その場合、非常勤講師1日6時間で、果たしてできるのかなと思うんですよね。なぜ定数を打たないのかなと。誰に聞いたらいいのかよくわからないけど、そういう定数が打てないんだったら、非常勤を複数配置するとか、或いは、今言った嘱託の方の発話指

導のところを、もう少し仕事を柔軟にして手当をすとか、それくらいのことはできるんじゃないかと思うんだけどね、いかがでしょうか。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

まず、発話指導のことをお話いただきました。幼児の育ち応援ルームのことだと思うんですけども、今回、名古屋市の中では2園で行っているところを、来年から3園に増やして、第三幼稚園の負担を減らしながら、第三幼稚園に通われている方も、新たに実施する幼稚園の方へ促すような、そういう取り組みが一つございます。

それから、非常勤が6時間。確かに定員をつける、そういう話がよろしいかと思うんですが、まずは試行ということで、こういう形でやらせていただいて、研究を重ねていきたいというふうに思っております。

(栗生委員)

私ちょうど勤務してます、なごのキャンパスの目の前が第三幼稚園でして、この満3歳児保育は、非常に人気が高まっていて、共働き世帯がやはり保育園から幼稚園に転園したいというニーズが増えてきていると思います。

特に、第三幼稚園は駐車場が混んでいまして、ちょっと質問なんですけども、満3歳児保育の場合は、何時まで預かっていただけるのでしょうか。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

参考資料の1日の流れをご覧ください。通常の3歳保育の場合とほぼ同じなんですけども、8時45分あたりから登園していただいて、お昼過ぎまでということになっておりますが、ただ、まだ子どもは小さいですので、体の負担等を考えまして、欄外に※2がありますけども、毎週1回は、午前で退園するというようなことを実施しております。

(栗生委員)

ちょっとちなみに余談ですけど、第三幼稚園は入れなくて、うちの息子。結局、近所の私立の方で、満3歳から入れて、逆にそこ6時まで預けることができたんですよ。

近隣のお母様たちの話を聞くと、名古屋から非常に便利なんですけど、お昼に帰されちゃうというのが、すごくボトルネックでもあるので、今後、教育的な観点で、やっぱり保育園から幼稚園のニーズは高まっていると思いますし、さっきの非常勤職員さんの6時間勤務とか、少し予算額なんかも増やしながら、拡充していただくと、働く親にとっても、ちゃんと子どもに教育を受けさせてあげられるということで良いなと思います。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

ありがとうございます。子どもの負担を、なるべくかけないようにということと、保護者の負担というようなこともありますので、預かり保育等も考えながら、やっていきたいというふうに思っております。

(栗生委員)

第三幼稚園は、お弁当と早く帰されるということがなければ、もっと人気が出ると思います。ただ、働いていないお母さんたちがここに入れているというのは、近隣の問題になってしまう。ぜひお願いします。

(坪田教育長)

そういうことを踏まえて、充実していく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

(船津委員)

感想なんですけど、西淵委員が言われたこと、すごく大事で、今のこの栗生委員が言われたことでいくと、保育目的というよりは、やってみて、教育的部分とか、研究目的と何回も言われていますが、そういうふうに銘打つのであれば、やっぱり専任が初めについていないと、非常勤がやってみてどうなんだということを検証するとなると、そこは責務を果たせる常勤がつくべきじゃないかなと思いましたので、先ほどの予算とか、スケジュールの都合等あると思いますが、本当に早期にここには専任で、このことについてちゃんと研究できる方をお付けになることが大事かなと思います。

(久木田高等学校・幼稚園教育担当主幹)

ご指摘、ごもっともだと思います。研究してまいりたいと思います。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、日程第18、第42号議案「令和5年度名古屋市立幼稚園満3歳児園児募集要項について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

引き続き日程第19に移りますので、職員の入替えをお願いします。

(坪田教育長)

次に、日程第19、第43号議案「第4次名古屋市子ども読書活動推進計画の策定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(吉田生涯学習課長)

第43号議案、「第4次名古屋市子ども読書活動推進計画の策定」について、ご説明いた

します。よろしくお願いいたします。

資料1 ページ「1 計画の趣旨」でございます。本計画につきましては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、平成19年4月に策定した「名古屋市子ども読書活動推進計画」の第4次計画として策定するものでございます。

続いて、「2 教育子ども委員会での主な質疑」でございます。10月の教育委員会において、協議いただいた後、12月に教育子ども委員会にて、所管事務調査を実施いたしました。学校司書の配置、学校図書館の図書数、目標の立て方等について質問があり、資料に記載のとおり答弁いたしました。

続いて、資料2 ページ「3 パブリックコメントの実施結果」でございます。令和5年1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメントでは、19人から66件のご意見をいただきました。意見の内訳については、掲載のとおりでございます。

続いて、「4 パブリックコメントを受けた計画の修正点」でございます。特別支援学校での取り組みについて、小学校・中学校・高等学校における取り組みに合わせ、「学校図書館の蔵書数が図書標準に達するよう努めます」と修正いたしました。また、「読書バリアフリー法に基づく、障害児向けサービスの充実」の「障害や特性に合わせた資料の収集」に「さわる絵本」を追加いたしました。

資料1では計画の案を、資料2ではパブリックコメントに対する市の考え方をお示しさせていただきました。

なお、本日ご議決をいただきましたら、今月中に本計画及びパブリックコメントに対する市の考え方を公表する予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(船津委員)

ありがとうございました。ここでもお話あったと思うんですけど、結果この計画は全部読めていないんですけど、先ほどの教育子ども委員会であった、中学校ブロックに1名ずつの配置を目指していきたいというのは、具体的に、いつまでに全部なのか、前私たち小学校の司書さんがいらっしゃると、京都から良い司書さん来ていただいたときに、やっぱり司書のいる学校の図書室、子どもが通うし、居場所になるし、違うよねということで、ずっと続いてくると思うので、ここが一番気になるところで、答弁されて、目指していきたいという結果は、どういう計画なんですか。

(笹口指導室長)

学校司書の配置につきましては、令和5年度に、中学校ブロックすべてに1人ずつ配置をしまして、中学校ブロックの中で、ご活動いただく。すべての小中学校に回ってという、そういう形になっています。

(船津委員)

ありがとうございます。この人たちは非常勤ですか、常勤ですか。任期つきですか。

(笹口指導室長)

会計年度任用職員ですので、非常勤です。

(船津委員)

会計年度さんは、マックスいつまで採用されるんですか。1年限りですか、5年ですか。

(笹口指導室長)

1年ずつの任期ではございますが、再任をして5年間ということで、5年経つと試験を受けていただきます。

(船津委員)

1年ではやはり、本当に図書室にいただけになると思うので、どうしていくかを学校の校長先生と色々と詰めていきながら、子どもがいるところになってくるまでに、2・3年はかかると思うので、初めに優秀な方をやっぱり採用されて、その方にお任せしたいとなっていて、これ採用されていくと、一気に5年で人が変わるということになると、また蓄積がなくなるので、なるべくその各ブロックのバランスを取っていただきながら、優秀な方に来ていただけるといいなというふうに願っております。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、日程第19、第43号議案「第4次名古屋市子ども読書活動推進計画の策定について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

次に、日程第20、第44号議案「名古屋市科学館B6型蒸気機関車及び旧型客車等の展示に係る基本計画の策定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(栞原科学館副館長)

日程第20、第44号議案「名古屋市科学館B6型蒸気機関車及び旧型客車等の展示に係る基本計画の策定について」につきまして、ご説明申し上げます。

本基本計画につきましては、昭和43年より科学館で長年静態展示を行い、市民に親しまれてきたB 6型蒸気機関車について、子どもたちの夢を育むことや、科学教育のより一層の振興を図るため、圧縮空気による動態展示をし、旧型客車及び皇族のお召列車に編成された供奉車と併せて展示することで、鉄道関連展示の充実とともに、歴史・文化への学びを深められるよう、科学館の基本理念並びに貴重な資料を収集・保管・展示するといった科学館の責務を踏まえて、策定いたしました。

計画内容につきましては、昨年12月8日の協議題でお示しいたしました基本計画（案）から大きな変更点はございませんが、参考資料23ページの配置のイメージ図につきまして、整備の全体像が分かるものに変更いたしました。具体的には、市電の移設に伴い、駐輪場を北側に移動させますので、その位置も分かる図に変更をいたしました。

整備スケジュールにつきましては、令和5年度に設計を行い、6年度から7年度にかけて工事を実施、令和7年度の秋頃より展示公開する予定でございます。なお、B 6型蒸気機関車の修復には時間を要しますので、5年度から7年度にかけて整備してまいります。

本計画につきましては、本日お認めいただけましたら、3月27日に記者クラブへの情報提供を行い、翌日3月28日にウェブサイトで公開する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（坪田教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

（西淵委員）

基本計画ができて、このように展示されると。長年の懸案ですので、よく頑張っていたんだというふうに思いますけども、やっぱり科学館のこれからという点に関しては、蒸気機関車もあって、バーチャルもあって、という方向ではなかなか難しいでしょう。宇宙のロケットが前置いてあったよね。何かあれもこれもだと、特色がなくなっちゃうような気がするから、反対じゃないんだけど、市長が言ってみえるので。コンセプトを見失わないようにね。これからの時代に即した科学館のあり方というのを、やっぱりきちっと見極めていくべきじゃないかと。そうじゃないと、あれ言われたらこれ作らなかん、これやらなかんというふうになりがちなので、ちょっとその辺だけは。子どもさんが来て喜んでいただければいいかなとは思いますが。以上です。

（船津委員）

これはもう計画なので、途中でフェードアウトすることはないということですよね。覚悟を決められたということですよね。だとしたら、令和5年から7年の間に、7年になったらそれができるんだという、周知をあっちこっちでしていったって、待ってましたというふうに、もうしていくしかないかなと思うので、その辺のところを、何か上手にプレゼンされていきながら、過程を見せたりとか、この辺は鉄道も私鉄も入り込んでいるので、お宅も結構幼少から大人までいらっしゃると思うので、各鉄道会社に手伝っていただくような

形で、お祭り騒ぎにしていくといいかなと思います。

(栞原科学館副館長)

両委員のお言葉を踏まえまして、展示のコンセプトが、館全体のものと、ぶれないようにしてまいります。

特に蒸気機関車につきましては、産業革命という科学が、人々の生活を変えたという大きな科学の見本を示すものになると思いますので、それとエネルギーがなぜ蒸気から今の電気に移っていったか。これが現在のエネルギー問題ですとか、そういったところにも、思いがおよんで、将来そういったエネルギーについて研究するような子どもたちが出てくるような、そんなことも含めた展示をしてまいりたいと思います。それとともにですね、せっかくこれだけの資金をかけて、整備するものでございますので、地域全体の盛り上がりと言いますか、委員おっしゃるように事前のPRもしっかりしてですね、これを広域からのお客様を招く、そういった魅力のあるものになると思いますので、科学の振興とともに、たくさんのお客様に来ていただいて、名古屋の町の全体の活性化にも寄与できるような、そういった展示内容にしてまいりたいと思っております。

(坪田教育長)

鉄道各社との連携やメディアとの色々なコラボレーションとか、様々進めていきたいというふうに思います。

(船津委員)

あと2年なので、どこかでドラマ化してもらって、誰か若手の、地元のタレントさん使って、そういうドラマみたいな。名鉄さんが、最終列車というのをされて、結構視聴率が高かったと聞いているので、これに関わる方の苦労話も含めて、朝の連ドラの舞い上がれみたいな。

(栗生委員)

エネルギーの進化と、産業の発展は、もちろん子どもたちが理解することは大事だと思います。一方で、環境問題の観点でいうと、今後のエネルギーが変動していく中で、カーボンクレジットって非常に話題になっていて、各スマートシティ対策していらっしゃる市町村なんかは、そこまでも含めた政策ってあるんですが、その子どもたちに対して、経済発展したけど、地球環境壊れたよねじゃなくて、その上で、モビリティのあり方って変わって、政治的にはこういう税金とか、市民一人一人の何か還元みたいなものを考えさせられるような、問いを立てられるような、何か次に導かれるようなものとかもちゃんと用意すると、子どもとしても納得感があるんじゃないかなと。ぜひ、発展させていただきたい。

(坪田教育長)

学べるような素材にさせていただくことも大事だと思いますね。

(中谷委員)

そういう意味では、元々は蒸気が一番いいという話から、圧縮空気になったという、その経緯も、なにか説明があればなと思いました。

そもそものところで、市民の方はそういうところを見るのかなと思うので、移動するのは、何メートルですか。

(栞原科学館副館長)

今回、車体としては移動はしません。動輪とかピストンは回すんですけども、それはレールの上に、ローラーのようなものを置いて、その場で回転をさせる形になります。

(中谷委員)

そのことが、どういう意味があるかというのか、どうしても私の素朴な観点からは思ってしまうかなと思いますので、今言われた先生方の盛り上げ策の中に、こういうふうなことで、こういう意味があるんだというのは、より大事になってくるのかなというふうに思いました。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、日程第20、第44号議案「名古屋市科学館B 6型蒸気機関車及び旧型客車等の展示に係る基本計画の策定について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

引き続き日程第21に移りますので、職員の入替えをお願いします。

日程第21から第23にかけては非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途決裁。

午前11時18分終了